

千葉市下田最終処分場
浸出水処理施設建替施設整備・運営事業

入札説明書

令和4年4月

千 葉 市

目 次

I	用語の定義	1
II	入札説明書の位置付け	3
III	事業の概要	4
1	事業名	4
2	本事業の対象となる公共施設等の種類	4
3	公共施設等の管理者	4
4	事業の目的	4
5	本事業対象施設の概要	5
6	事業方式	6
7	契約の形態	6
8	事業期間	7
9	関係法令等の遵守	7
10	事業期間終了後の措置	7
11	事業の対象となる業務範囲	7
12	本事業に関する提示条件	9
13	事業者の募集及び選定方法	10
14	入札に関するスケジュール	11
IV	応募者の参加資格要件	12
1	応募者の構成等	12
2	応募者等の参加における制限	12
3	参加資格の喪失	13
4	各業務を行う者の要件	14
V	応募者の審査及び落札者の決定	16
1	審査の機関	16
2	審査の手順及び方法	16
3	落札者の決定方法	16
VI	落札者決定後の手続き及び契約に関する事項	18
1	特別目的会社の設立	18
2	契約内容の協議	18
3	事業契約の締結	18
4	地位の譲渡等	19
5	入札保証金及び契約保証金	19
VII	入札に関する事項	20
1	入札手続の概要	20
2	入札公告及び入札説明書等の公表	21
3	第1回入札説明書等に関する質問の受付及び回答	21
4	入札参加手続	21
5	現地見学会の開催	22
6	対面での対話の開催	23
7	第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答	24
8	事業提案書の受付	25
9	応募者ヒアリング	25
10	入札及び開札	25
11	入札に関する留意事項	26
12	入札に関する担当部署等	27
VIII	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	28
1	敷地面積及び配置	28

2	都市計画事項.....	28
IX	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	28
1	係争事由に係る基本的な考え方.....	28
2	管轄裁判所.....	28
X	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	28
1	民間事業者の事情で本事業の継続が困難となった場合.....	28
2	本市の事情で本事業の継続が困難となった場合.....	29
3	その他の事情で事業の継続が困難となった場合.....	29
XI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	29
1	民間事業者の事情で本事業の継続が困難となった場合.....	29
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	29
3	その他の支援に関する事項.....	29
XII	公表資料の一覧.....	30
1	入札説明書添付資料.....	30
2	別添資料.....	30
3	Summary.....	30
入札説明書添付資料-1	事業実施場所.....	1
入札説明書添付資料-2	事業実施区域.....	1
入札説明書添付資料-3	対価の支払い方法について.....	- 1 -
入札説明書添付資料-4	モニタリング及び対価の減額について.....	- 1 -
入札説明書添付資料-5	民間事業者が付保する保険について.....	- 1 -
入札説明書添付資料-6	契約スキーム（又は事業スキーム図）（例）.....	- 1 -

I 用語の定義

本入札説明書において使用する用語の定義は次のとおりである。

運 営 維 持 管 理 業 務	本事業のうち、本施設等の運営維持管理に係る業務をいう。
運 営 業 務 委 託 契 約	本事業の運営維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
運営業務委託契約書（案）	本事業における運営業務委託契約書（案）をいう。
運 営 事 業 者	民間事業者の選定後、本施設の運営維持管理業務を行うために構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設等の運営維持管理業務を行うもの（特別目的会社）をいう。
運 営 企 業	運営事業者から本施設等の運営維持管理業務を受託するものをいう。
応 募 者	設計・建設業務及び運営維持管理業務の参加を希望する単独企業又は複数の企業で構成する企業グループをいう。
基 本 協 定	事業契約の締結に向けた双方の協力について定めることを目的として、本市と落札者が締結する協定をいう。
基本協定書（案）	本事業における基本協定書（案）をいう。
基 本 契 約	民間事業者に本事業を一括で発注するために、本市と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
基本契約書（案）	本事業における基本契約書（案）をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
建設工事請負契約書（案）	本事業における建設工事請負契約書（案）をいう。
建 設 事 業 者	本事業において、本施設の設計・建設業務を担当するもので、単独企業又は共同企業体をいう。
建 築 物 等	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物等を総称していう。
事 業 契 約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
事 業 提 案 書	本事業を実施する落札者の選定にあたり、応募者が入札説明書等に基づき作成し、提出する書類一式をいう。
設 計 ・ 建 設 業 務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
提出書類の作成要領	本事業における提出書類の作成要領をいう。
入 札 説 明 書	本事業における入札説明書をいう。
プ ラ ン ト	本施設で下田最終処分場から発生する浸出水を処理するために必要なすべての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
本 市	千葉市をいう。
本 事 業	千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業をいう。
本 施 設	本事業において、民間事業者が設計・建設する浸出水処理施設をいい、プラント及び建築物等を総称していう。
本 施 設 等	本施設、埋立処分地及び既存浸出水処理施設を総称していう。
事業実施区域	本施設の設計・建設及び本事業の運営維持管理を行う区域をいい、下田最終処分場区域、既存浸出水処理施設区域、及び本施設建設用地を総称していう。

既存浸出水処理施設	現在、設置されている下田最終処分場の塵芥污水处理場をいう。
埋立処分地	下田最終処分場をいう。
民間事業者	本市と事業契約を締結し、本事業を実施するものをいう。
要求水準書	要求水準書設計・建設業務編、要求水準書運営維持管理業務編、要求水準書添付資料及び要求水準書添付参考図を総称していう。
要求水準書設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書運営維持管理業務編	本事業における運営維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書添付資料	本事業における要求水準書添付資料をいう。
要求水準書添付参考図面	本事業における要求水準書添付参考図面をいう。
様式集	本事業の入札における様式集をいう。
落札者	設計・建設業務及び運営維持管理業務の参加を希望する単独企業又は複数の企業で構成する企業グループのうち、千葉市 PFI 事業等審査委員会の審査を経て落札者として選定された応募者をいう。
落札者決定基準書	本事業の入札における落札者決定基準書をいう。

Ⅱ 入札説明書の位置付け

本市は、本事業について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）の規定に準じて実施するため、令和 3 年 12 月 15 日に「千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業の実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。また、本市は、令和 4 年 3 月 22 日に PFI 法第 7 条の規定に準じて、本事業を特定事業として選定し公表した。

本入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）に適用されるものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、「入札説明書」「要求水準書」「落札者決定基準書」「基本協定書（案）」「基本契約書（案）」「建設工事請負契約書（案）」「運営業務委託契約書（案）」「様式集」「提出書類の作成要領」及びこれらに関する質問回答（以下「入札説明書等」という。）により、事業者は本事業を実施しなければならない。

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で事業提案書の作成を行うものとする。

Ⅲ 事業の概要

1 事業名

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の種類

種 類 一般廃棄物最終処分場

3 公共施設等の管理者

千葉市長 神谷 俊一

4 事業の目的

本市の一般廃棄物最終処分場である下田最終処分場の既存浸出水処理施設については、稼働から48年が経過し施設の老朽化が進行しており、更新が必要となっている。

本事業は、既存浸出水処理施設の更新にあたって、本施設の建設と建設後の本施設等の運営維持管理業務を一体的に民間事業者が発注し、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力の活用を図り、効率的かつ効果的に行うことで、市の財政負担の縮減と公共サービスの向上を図り、下田最終処分場の浸出水の安定処理の確立を目的とするものである。

5 本事業対象施設の概要

表 1 本施設の全体概要

項 目	条 件 等		
事 業 計 画 地	千葉県千葉市若葉区谷当町580番 1		
敷 地 面 積	6,662.58m ²		
用 途 地 域	指定なし		
建 ぺ い 率	60%		
容 積 率	200%		
敷 地 内 緑 化 率	20%以上		
施 設 規 模	処理能力：800m ³ ／日 浸出水調整槽容量：1,500m ³ 以上 （参考）下田最終処分場内既設浸出水調整設備有効容量：4,200m ³		
処 理 方 式	生物処理（硝化・脱窒）＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋消毒		
計画原水水質及び 放 流 水 質	項目	計画流入水質	放流水質（管理基準）
	pH	6.5～8.5	5.8～8.6
	BOD	80 mg/L以下	5 mg/L以下
	COD	30 mg/L以下	10 mg/L以下
	SS	120 mg/L以下	5 mg/L以下
	NH ₄ -N	50 mg/L以下	—
	T-N	80 mg/L以下	10 mg/L以下
	T-P	—	16(平均8) mg/L以下
	上記以外	—	管理基準値以下
放 流 先	1級河川 鹿島川		
汚 泥 処 分 先	市清掃工場		
ユーティリティ 条 件 等	電気：電力柱より6.6kV架空を引き込み 用水：プラント用水・生活用水共に市水道を引き込み ガス：LPガスボンベを設置し、引き込み 排水：処理棟排水のうち、生活排水（し尿及び生活雑排水）は浄化槽で処理後、調整槽へ移送し、プラント排水は調整槽へ移送 場内排水（雨水）については、調整池に排水して隣接する水路に放流 通信設備：電話回線、インターネット回線の引き込み テレビアンテナの設置		

表 2 埋立処分地の概要

項 目	条 件 等
施 設 所 在 地	千葉市若葉区下田町1005番
埋 立 面 積	129,984m ²
埋 立 容 量	① 廃棄物 763,648m ³ ② 覆 土 256,000m ³
埋 立 期 間	昭和46年11月1日～平成9年3月31日（埋立終了）

表 3 既存浸出水処理施設の概要

項 目	条 件 等
施 設 名 称	塵芥污水处理場（既設）
施 設 所 在 地	千葉市若葉区谷当町630番地
稼 動 開 始	昭和48年度（当初）、昭和52年度（改修）
敷 地 面 積	6,400m ²
施 設 面 積	管理棟：RC平屋77m ² 処理棟・機械棟：RC1,399m ²
処 理 能 力	処理量：1,200m ³ /日
処 理 方 式	生物学的脱窒素＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着
放 流 水 質	pH:5.8～8.6, BOD:5mg/L以下, COD:10mg/L以下, SS:5mg/L以下, T-N:10mg/L以下, T-P:16(平均8)mg/L以下
放 流 先	1級河川 鹿島川
汚 泥 処 分 先	市清掃工場

6 事業方式

本事業における本施設の建設及び本施設等の運営はD B O（Design：設計 Build：建設 Operate：運営維持管理）方式により実施する。

落札者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行い、さらに、特別目的会社を設立し、15年3か月間の運営維持管理期間にわたって、本施設等の運営維持管理業務を実施するものとする。

7 契約の形態

本市と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

本市は、民間事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、民間事業者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を入札説明書添付資料-6「契約スキーム（例）」に示す。

8 事業期間

事業期間は次のとおりである。

本施設は、令和 7 年 12 月末までに整備を完了させ、令和 8 年 1 月 1 日から運営維持管理を開始するために必要な手続きを完了させるものとする。

(1) 設計・建設業務期間

事業契約締結日から令和 7 年 12 月末まで

(2) 運営維持管理業務期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 23 年 3 月末まで

9 関係法令等の遵守

本市及び民間事業者は、本事業を実施するにあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

10 事業期間終了後の措置

本市は、本施設を本施設供用開始後約 30 年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、本市が約 30 年間にわたって本施設を使用することを前提として設計・建設業務及び運営維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本市の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、令和 20 年度の時点において、本市及び民間事業者は協議を開始するものとする。

11 事業の対象となる業務範囲

民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

(1) 民間事業者が行う業務

ア 本施設の設計・建設業務

(ア) 本施設の設計に関する業務

- ① 本施設の設計
- ② 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ③ 本市が行うその他許認可申請支援

(イ) 本施設の建設に関する業務

- ① 本施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請等
- ③ 住民対応（建設事業者が実施する業務に起因するもの）

イ 本施設等の運営維持管理業務

(ア) 埋立処分地

- ① 維持管理業務
- ② 電気工作物保守管理業務
- ③ 環境監視業務
- ④ 植栽管理等業務

(イ) 本施設

- ① 本施設の運転業務
- ② 脱水汚泥搬出業務
- ③ 維持管理業務
- ④ 警備業務
- ⑤ 植栽管理等業務（敷地内）
- ⑥ 清掃業務（放水路の清掃）

(ウ) 既存浸出水処理施設の管理

- ① 警備業務
- ② 植栽管理等業務（敷地内）

ウ その他

- ① セルフモニタリング
- ② 事業実施計画書策定
- ③ 光熱水費の負担
- ④ 許認可取得への協力
- ⑤ 官庁等への各種提出書等の作成
- ⑥ 商用電源途絶時の対応
- ⑦ その他業務（地元要望対応への協力等。見学者説明。）

(2) 本市が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- ① 用地の確保
- ② 本施設の設計・建設モニタリング

イ 本施設等の運営維持管理に関する業務

- ① 本事業の実施状況監視（運営モニタリング）

ウ その他の業務

- ① 地元への対応
- ② 行政視察への対応
- ③ その他（官庁等への各種提出書類等の届出、維持管理情報の更新）

12 本事業に関する提示条件

(1) 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとする。

ア 本施設の設計・建設業務に係る対価（設計・建設業務費）

本市は、本施設の設計・建設業務の対価を、設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて、建設事業者に支払う（詳細は入札説明書添付資料-3「対価の支払方法について」参照）。

イ 本施設等の運営維持管理業務に係る対価（運営業務委託費）

本市は、本施設等の運営維持管理業務の対価を運営維持管理期間にわたって運営事業者に支払う（詳細は入札説明書添付資料-3「対価の支払方法について」参照）。

(ア) 固定費相当分

運営維持管理業務に係る対価のうち、運営業務委託費の固定費相当分については、運営維持管理期間にわたって運営事業者に毎月1回支払う。

(イ) 変動費相当分

運営維持管理業務に係る対価のうち、運営業務委託費の変動費相当分については、運営維持管理期間にわたって運営事業者に、毎月1回、下式により計算された金額を支払う。

支払金額＝処理水量（ m^3 ）×提案単価（円／ m^3 ）

ウ 支払の減額等

本市は、運営事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求性能を満たしていないことが判明した場合は、対価の減額等を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、入札説明書添付資料-4「モニタリング及び対価の減額について」に定める。

(2) 保険

民間事業者が加入する保険についての詳細は、入札説明書添付資料-5「民間事業者が付保する保険について」に定める。なお、民間事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

なお、本市は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済を付保する予定である。

(3) 想定されるリスク分担

ア 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

イ 想定されるリスクの分担

本市と民間事業者のリスク分担の詳細は、事業契約書（案）において定める。

13 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、価格及びその他の条件（性能、機能、技術等）により総合的に評価する「総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札」により決定する。

なお、本事業はWTO政府調達協定（1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

14 入札に関するスケジュール

本事業の募集及び選定スケジュールは、次のとおりを予定している。ただし、「千葉市の休日」を定める条例（平成元年条例第1号）に規定する本市の休日（以下「休日」という。）には、受付を行わないこととする。

表3 募集・選定スケジュール

内 容	日 程
入札公告及び入札説明書等の公表	令和4年4月18日(月)
第1回入札説明書等に関する質問の受付期限 【入札参加資格に関する質問】	令和4年5月9日(月)
第1回入札説明書等に関する質問の受付期限 【入札参加資格以外に関する質問】	令和4年5月16日(月)
第1回入札説明書等に関する質問への回答公表 【入札参加資格に関する質問】	令和4年5月20日(金)
入札参加資格申請書類受付期限	令和4年5月30日(月)
第1回入札説明書等に関する質問への回答公表 【入札参加資格以外に関する質問】	令和4年6月10日(金)
入札参加資格審査結果通知	令和4年6月13日(月)
現地見学会参加申込書等の受付期限	令和4年6月17日(金)
現地見学会	令和4年6月23日(木) ～令和4年6月25日(土)
対面での対話参加申込書等の受付期限	令和4年6月22日(水)
対面での対話	令和4年6月30日(木) ～令和4年7月2日(土)
第2回入札説明書等に関する質問の受付期限	令和4年7月8日(金)
第2回入札説明書等に関する質問への回答公表	令和4年7月29日(金)
入札書及び事業提案書受付期限	令和4年9月2日(金)
応募者ヒアリング及び非価格審査・開札 総合評価による優秀提案の選定	令和4年11月中旬
落札者の決定	令和4年11月中旬
基本協定締結	令和4年11月下旬
仮契約締結	令和4年12月下旬
事業契約締結	令和5年3月頃

※上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を公表する。

IV 応募者の参加資格要件

応募者は、次の参加資格要件を全て満たすものとする。また、本市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

1 応募者の構成等

- (1) 応募者は、設計・建設業務及び運営維持管理業務を実施する予定の単独企業又は複数の企業で構成される企業グループとする。
- (2) 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能とする）。
- (3) 応募者の構成員の中から「4（1）本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」を満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (4) 構成員又は協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- (6) 構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。

上記(6)の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

ア 資本関係がある場合

以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則第3条（平成18年法務省令第12号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他上記、ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2 応募者等の参加における制限

参加にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
- (2) 当該業務の入札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- (5) 千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者
- (6) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- (7) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (8) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から開札日までの間に受けている者
- (9) 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年間を経過しない者
- (10) 建設業を営む者で、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入義務がある者にあつては、社会保険等に未加入のもの
- (11) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）に規定する措置要件に該当すると認められる者
- (12) 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業に係るアドバイザー業務委託の受注者及び協力会社
 - パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - 日比谷パーク法律事務所
- (13) 本市が設置する千葉市 PFI 事業等審査委員会の委員が所属する企業
- (14) 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する千葉市 PFI 事業等審査委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

3 参加資格の喪失

- (1) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。
- (2) 開札日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業を除く構成員及び協力企業については、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 開札日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者決定を取り消す。この場合において、本市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業を除く構成員及び協力企業については、特段の事情があると本市が認めた場合は、この

限りではない。

4 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営維持管理業務の各業務を行う者として、以下の(1)から(4)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(1) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設を行う者は、構成員とすること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による機械器具設置工事の許可を受けていること。
- イ 令和4・5年度千葉市入札参加資格審査（建設工事）を受け、機械器具設置工事に係る競争入札への参加資格が認められている者であること。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であるため、入札公告後であっても入札参加資格審査の登録申請が可能である。
- ウ 過去15年間（平成19年4月以降）に地方自治体（一部事務組合等の特別地方公共団体を含む）が発注する工事が完成し引き渡しの済んだ、最終処分場（一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場は問わない。）の浸出水処理施設の建設工事を元請けとして施工した実績を有する者。なお、共同企業体構成員としての実績も可とする。
- エ 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合評価値（P）が、機械器具設置1,000点以上であること。
- オ 建設業法における機械器具設置工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

(2) 本施設の建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の設計を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- イ 令和4・5年度千葉市入札参加資格審査（測量・コンサルタント）を受け、建築関係建設コンサルタントに係る競争入札への参加資格が認められている者であること。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であるため、入札公告後であっても入札参加資格審査の登録申請が可能である。

(3) 本施設の建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の建設を行う者は、構成員又は協力企業とすること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事の許可を受けていること。
- イ 令和 4・5 年度千葉市入札参加資格審査（建設工事）を受け、建築一式工事に係る競争入札への参加資格が認められている者であること。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であるため、入札公告後であっても入札参加資格審査の登録申請が可能である。
- ウ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合評定値（P）が、建築一式 850 点以上であること。
- エ 建設業法における建築一式工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

(4) 運営企業の要件

運営企業は構成員とすること。運営企業のうち本施設の運転業務を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

- ア 令和 4・5 年度千葉市入札参加資格審査（委託）を受け、施設等運転管理他に係る競争入札への参加資格が認められている者であること。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であるため、入札公告後であっても入札参加資格審査の登録申請が可能である。
- イ 過去 15 年間（平成 19 年 4 月以降）に地方自治体（一部事務組合等の特別地方公共団体を含む）が発注する最終処分場（一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場は問わない。）の浸出水処理施設の運転管理業務実績を元請けとし有する者。なお、共同企業体等の構成員としての実績も可とし、複数年契約のものについては、契約期間中であっても令和 3 年度中に部分的に完了するものを可とする。
- ウ 廃棄物処理法第 21 条に規定する廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する技術管理者（一般廃棄物最終処分場を対象とする。）を運営維持管理業務期間において 1 名以上選任し、常駐管理できること。

V 応募者の審査及び落札者の決定

1 審査の機関

本市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として、千葉市 PFI 事業等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。応募者から提出された事業提案書の審査については、審査委員会が行う。

表 4 審査委員会委員

所 属	委 員 名
公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長	荒井 喜久雄
一般財団法人日本環境衛生センター 事業推進役	是則 恭士
西村あさひ法律事務所 弁護士	野本 修
株式会社日本政策投資銀行 地域調査部次長	星 憲太郎
青山学院大学大学院 教授	山口 直也
東京電機大学 教授	山田 あすか

実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、応募者又は応募者の構成員及び協力企業が、本事業について本市が設置する審査機関の委員に対し、自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者は失格とする。

2 審査の手順及び方法

本市は、参加表明時に提出される参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

3 落札者の決定方法

落札者の選定は、以下の手順で行う（詳細は別添資料「落札者決定基準書」参照）。

(1) 事業提案書審査

ア 基礎審査

基礎審査は、入札参加資格審査を合格した応募者から提出された事業提案書類に記載された内容が本市の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。当該要件をいずれも満たしていると確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び評価値の算出に進むことができる。

イ 非価格要素審査

基礎審査において本市の要求する要件を満たした応募者を対象として、別添資料「落札者決定基準書」に基づき非価格要素について審査し、技術評価点を決定する。

ウ 評価値の算出

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、別添資料「落札者決定基準書」に定める算定式により評価値を算出する。なお、入札書の開札は、応募者立合いのもとで行うものとし、応募者が開札に立会わないときは、当該入札事務に関係のない本市の職員を立合わせる。予定価格超過は無効とし、開札結果は入札の有効・無効のみを発表する。

エ 予定価格

本事業の予定価格は次のとおりであり、設計・建設業務費、運營業務委託費（固定費及び変動費）より構成される。なお、本予定価格には物価変動による増減額は含まない。

予定価格 : 5, 618, 459, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

入札書対照価格 : 5, 107, 690, 000円（消費税及び地方消費税を除いた価格。）

(7) 予定価格は、事業期間中に本市が民間事業者を支払う設計・建設業務費及び運營業務委託費（固定費＋変動費（計画放流量 244,900m³×変動費単価×15.25））を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。

(4) 応募者の入札価格が、予定価格を超える場合は、失格とする。

オ 落札者の決定

本市が設置する審査機関は、落札者決定基準に定める総合評価方式により最優秀提案を選定し、その結果に基づき本市が落札者を決定する。

(2) 入札結果の通知

入札結果は、落札者決定後、令和4年11月下旬に応募者の代表企業に書面で通知する。

(3) 審査結果等の公表

審査結果等については、本市のホームページにて公表する。

(4) 審査結果の説明請求

ア 審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。

イ 審査結果の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、午前12時から午後1時まで及び期間中の休日を除く。）とする。

ウ 市は、説明を求めたものに対する回答を、速やかに書面により行う。

VI 落札者決定後の手続き及び契約に関する事項

1 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

- (1) 特別目的会社の所在地は千葉市内としなければならない。本施設内に無償で設置することを認める。
- (2) 応募グループのうち、代表企業の出資比率は出資者の中で最大とする。
- (3) 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。
- (4) 運営事業者の株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

2 契約内容の協議

本市と落札者ならびに落札者が設立する運営事業者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

3 事業契約の締結

(1) 基本協定

対 象 者：落札者

締結時期：落札者決定後すみやかに締結する。

(2) 基本契約

対 象 者：落札者及び落札者が設立する運営事業者

締結時期：令和 4 年 12 月下旬に仮契約を締結する。本基本契約については建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件としている。

(3) 建設工事請負契約

対 象 者：建設事業者

締結時期：令和 4 年 12 月下旬に仮契約を締結する。本仮契約は令和 5 年 3 月に開催する議会の議決を経て正式契約となる。

(4) 運營業務委託契約

対 象 者：運営事業者

締結時期：令和 4 年 12 月下旬に仮契約を締結する。本運營業務委託契約については建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件としている。

なお、本事業スキームの概要については入札説明書添付資料-6「契約スキーム（例）」に示す。

4 地位の譲渡等

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、千葉市契約規則（昭和 40 年規則第 3 号）第 8 条第 2 項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(2) 契約保証金等

ア 契約保証金の額

(ア) 建設工事請負契約

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、建設工事請負契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を設計・建設業務期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に本市に納付する。

(イ) 運營業務委託契約

運營業事業者は、運営維持管理業務の履行を保証するために、令和 8 年度の運營業務委託費の 100 分の 30 に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運營業務委託契約の締結時に納付する。

イ 契約保証金の納付方法

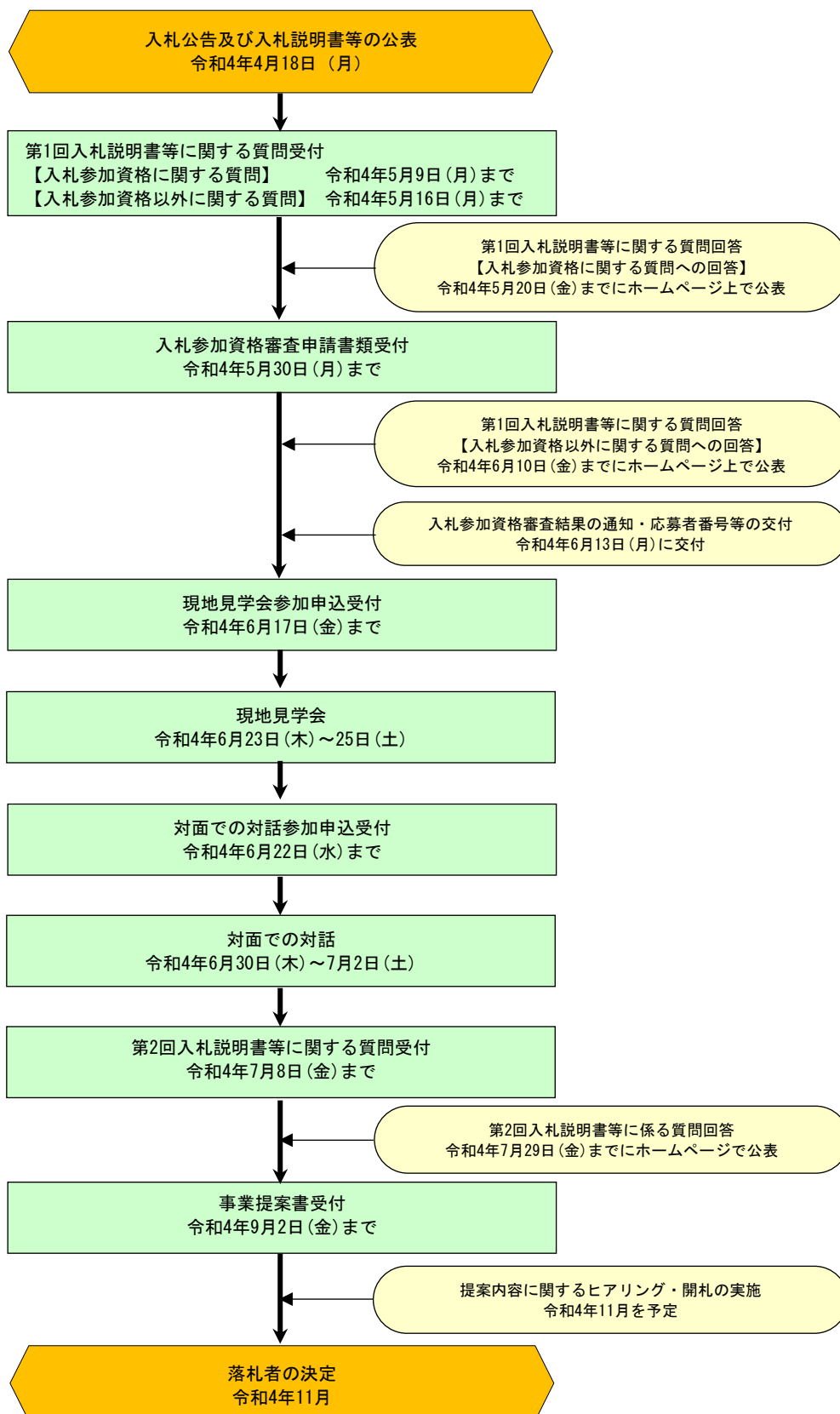
契約保証金は現金で納付するものとするが、千葉市契約規則（昭和 40 年規則第 3 号）第 28 条の 2 第 1 項に規定する担保の提供をもって代えることができる。

ウ 契約保証金の免除

本市は、千葉市契約規則（昭和 40 年規則第 3 号）第 29 条各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

Ⅶ 入札に関する事項

1 入札手続の概要



2 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、令和4年4月18日（月）に入札公告及び入札説明書等をホームページにて公表する。

3 第1回入札説明書等に関する質問の受付及び回答

第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとする。なお、入札参加希望者の特殊な技術、ノウハウ等に係り入札参加希望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。あわせて、質問への回答にあたっては、入札説明書等を補完し本事業に対する事業者の理解を深めることなどにより適正な入札の執行を確保することを目的として、事業者から提出された質問のほか、提出された質問を踏まえて本市が必要と考える質問及びこれに対する回答も含めて公表する場合がある。

(1) 提出期限

ア 入札参加資格に係る質問について

本入札説明書等公表日から令和4年5月9日（月）17：00 までとする。

イ 入札参加資格以外に係る質問について

本入札説明書等公表日から令和4年5月16日（月）17：00 までとする。

(2) 提出方法

第1回入札説明書等に関する質問書（様式 1-1）（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課まで、電子メールでのファイル添付により提出すること。

提出時の件名は、入札参加資格に関する質問は、「（提出者名）－第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格に関する質問）」、入札参加資格以外に関する質問は、「（提出者名）－第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外に関する質問）」、とする。

なお、電話・訪問等による口頭での質問、意見の受け付けは一切行わない。

電子メール：shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

(3) 到達の確認方法

質問を提出した者は、電話により、着信の確認、到着の確認を行うこと。

(4) 回答の公表

ア 入札参加資格に関する質問への回答

令和4年5月20日（金）17：00 までにホームページにて公表する。

イ 入札参加資格以外に関する質問への回答

令和4年6月10日（金）17：00 までにホームページにて公表する。

4 入札参加手続

応募者の代表企業は、入札参加申請期間内に、下記 1 2（1）の入札に関する担当部署へ、提出書類を提出し、入札参加申請を行わなければならない。

以下の要領に従って入札参加資格審査申請書に係る提出書類（様式 2-1～2-9）を提出すること。

(1) 提出期限

本入札説明書等公表日から令和 4 年 5 月 30 日（月）17：00 までとする。

(2) 提出書類

- ア 入札参加資格審査申請書（様式 2-1）
- イ 構成員及び協力企業一覧表（様式 2-2）
- ウ 予定する建設事業者の構成（様式 2-3）
- エ 委任状（代表企業）（様式 2-4）
- オ 参加資格に係わる誓約書（様式 2-5）
- カ 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件確認書（様式 2-6）
- キ 本施設の建築物等の設計を行う者の要件確認書（様式 2-7）
- ク 本施設の建築物等の建設を行う者の要件確認書（様式 2-8）
- ケ 運営企業の要件確認書（様式 2-9）

(3) 入札参加資格審査結果通知書及び応募者番号等通知書の交付

入札参加資格審査結果通知書及び応募者番号等通知書を令和 4 年 6 月 13 日（月）に応募者の代表企業に交付する。

(4) 審査結果の説明請求

- ア 審査の結果、入札参加資格が認められなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。
- イ 入札参加資格審査結果の説明を求める場合には、本市が入札参加資格結果通知書を交付した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、9：00～17：00 まで（ただし、12：00～13：00 まで及び期間中の休日を除く。）とする。
- ウ 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

(5) その他

提出期限に遅れた入札参加資格審査申請書は受け付けない。

5 現地見学会の開催

(1) 目的

事業実施区域の確認を目的として開催する。

入札参加資格審査通過者の代表企業は、以下の要領に従って現地見学会に係る提出書類（様式 3-1、3-2）を提出すること。

(2) 開催日

令和4年6月23日（木）～令和4年6月25日（土）（予定）

(3) 開催場所

事業実施区域（下田最終処分場区域、既存浸出水処理施設区域、本施設建設用地）

(4) 参加申込方法

ア 参加申込書等の提出期限

令和4年6月17日（金）17：00 までとする。

イ 参加申込書等の提出方法

入札参加資格審査通過者の代表企業が担当部署へ郵送（書留に限る。）、E-mail、FAX 又は持参により提出する。

ウ 提出書類

(ア) 現地見学会への参加申込書（様式3-1）

(イ) 現地見学会に係る誓約書（様式3-2）

(5) 見学に当たっての注意事項

ア 見学会は、午前又は午後の2時間を1単位とし、各応募者1単位までとする。本市で日程を調整の上、申込書提出企業へ通知する。

イ 見学会への参加者は10名以内とする。見学に当たっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者自身が持参すること。

ウ 現地には車両の駐車場所が限られていることから、乗用車を利用する場合は、最大2台までとする。

6 対面での対話の開催

(1) 目的

事業提案書を作成するにあたり、本市にとっての本事業の位置づけや特徴を理解することを目的に開催する。

(2) 開催日

令和4年6月30日（木）～令和4年7月2日（土）（予定）

(3) 参加申込方法

ア 参加申込書等の提出期限

令和4年6月22日（水）17：00 までとする。

イ 参加申込書等の提出方法

入札参加資格審査通過者の代表企業が担当部署へ郵送（書留に限る。）、E-mail、FAX 又は持参により提出する。

ウ 提出書類

- (ア) 対面での対話参加申込書（様式 4-1）
- (イ) 対面での対話における事前質問書（様式 4-2）

(4) 開催要領

対面での対話の当日の開催スケジュール等を別途通知する。

(5) 質疑事項の公表

落札者選定の公平性、透明性を確保する観点から、様式 4-2 の質問事項、また当日の応募者からの質問事項を本市と対面での対話に参加する応募者間で相互の確認を実現するため、原則としてこれら全ての質問事項を第 2 回入札説明書等に関する質問書（様式 1-2）にて記入することとし、本市はこれらの回答をホームページにて公表する。ただし、応募者固有のノウハウに基づく部分については、本市と応募者の協議の上、公表しないことがある。

7 第 2 回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第 2 回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下の要領に従って実施する。なお、入札参加希望者の特殊な技術、ノウハウ等に係り入札参加希望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。あわせて、質問への回答にあたっては、入札説明書等を補完し本事業に対する事業者の理解を深めることなどにより適正な入札の執行を確保することを目的として、事業者から提出された質問のほか、提出された質問を踏まえて本市が必要と考える質問及びこれに対する回答も含めて公表する場合がある。

(1) 提出期限

令和 4 年 7 月 8 日（金）17：00 までとする。

(2) 提出方法

第 2 回入札説明書等に関する質問書（様式 1-2）（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課まで、電子メールでのファイル添付により提出すること。

提出時の件名は、「（提出者名）－第 2 回入札説明書等に関する質問」とする。なお、電話・訪問等による口頭での質問、意見の受け付けは一切行わない。

電子メール：shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

(3) 到達の確認方法

質問を提出した者は、電話により、着信の確認、到着の確認を行うこと。

(4) 回答の公表

令和 4 年 7 月 29 日（金）17：00 までにホームページにて公表する。

8 事業提案書の受付

入札参加資格審査通過者の代表企業は、以下の要領に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した事業提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年9月2日（金）17：00 までとする。

(2) 提出方法

入札参加資格審査通過者の代表企業が担当部署へ郵送（書留に限る。）又は持参により提出する。
なお、E-mail、FAX による提出は認めない。

(3) 提出書類

提出する書類の詳細については、様式集に示す。

(4) その他

ア 提出期限に遅れた事業提案書は受け付けない。

イ 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

9 応募者ヒアリング

審査委員会は、基礎審査通過者に対して以下の要領に従ってヒアリングを行う。

(1) 開催日

令和4年11月中旬（予定）

(2) 開催場所及び実施方法

ヒアリングを行う場合、詳細について別途、通知する。

10 入札及び開札

(1) 入札期間

令和4年6月13日（月）の13：00 から令和4年9月2日（金）の17：00 までとする。

(2) 入札の辞退

応募者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、辞退届を担当部署へ郵送（令和4年9月2日（金）の17：00 まで書留郵便にて必着）又は持参により提出すること。

(3) 無効または失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又失格とする。

ア 入札に参加する資格がない者がした入札

- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 資格確認申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札
- エ 入札書類の記載事項が不明なもの又は入札書類に記名押印のないもの
- オ 入札書類が不足しているもの
- カ 他人の代理を兼ね、2通以上の入札をした入札
- キ 入札書の金額を改ざんし、又は訂正したもの
- ク 一定の金額で価格を表示していないもの
- ケ 入札について不正な行為があったとき
- コ 予定価格を超える金額で入札したもの
- サ その他入札に関する条件に違反したとき

(4) 開札日時

開札の日時や場所等の詳細については決定し次第、応募者の代表企業に通知する。

(5) 落札者の決定

落札者は「落札者決定基準書」に基づき、V 3 に示す手順で審査を行い決定する。本市は、落札者の決定後、速やかに、その結果を応募者の代表企業に通知する。

1 1 入札に関する留意事項

(1) 費用負担

入札に関して応募者が要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 事業提案書の取扱い

ア 事業提案書の変更等の禁止

事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

イ 著作権

本市が示した図書の著作権は本市に属し、応募者から提出される資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本事業の公表、その他本市が必要と認めるときは、応募者と協議のうえ、本市は応募資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

ウ 特許権等

応募者から提出される提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

(3) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

(4) 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して本市が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

(6) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、本市は応募者に通知することとする。

1 2 入札に関する担当部署等

(1) 担当部署

本入札に関する担当部署（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

〒260-8722 千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市 環境局 資源循環部 廃棄物施設整備課 整備第二班

電話 : 043-245-5423

F A X : 043-245-5667

電子メール : shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

(2) 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、本市のホームページにて公表する。

Ⅷ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地面積及び配置

設計・建設業務：敷地面積 6,662.58m²（「実施方針添付資料-1 事業実施場所」参照）

運営維持管理業務：上記の他、埋立処分地及び既存浸出水処理施設を含む（「入札説明書添付資料-2 事業実施区域」参照）。

2 都市計画事項

表 5 都市計画事項

項目	内容
都市計画区域	都市計画区域内：市街化区域
用途地域	工業専用地域
防火区域	指定なし
高度地区	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%
建物高さ	道路斜線制限勾配1.5 道路斜線適用距離20m 隣地斜線制限20m＋勾配1.25
緑化率	敷地面積に対して20%以上、接道緑化率70%以上、緑地幅0.6m以上

Ⅸ 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と民間事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

Ⅹ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 民間事業者の事情で本事業の継続が困難となった場合

ア 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の事情で債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。

イ 民間事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。

ウ ア及びイの規定により本市が事業契約を解除した場合、民間事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の事情で本事業の継続が困難となった場合

ア 本市の事情で債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができる。

イ アの規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、本市は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

3 その他の事情で事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他の事情で事業の継続が困難となった場合、本市及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、契約を解除することができる。

XI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 民間事業者の事情で本事業の継続が困難となった場合

本事業に関して、民間事業者への法制上及び税制上の優遇措置の支援はない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関して、民間事業者への財政上及び金融上の支援はない。

3 その他の支援に関する事項

本市は、民間事業者による本事業の実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

XII 公表資料の一覧

本入札説明書と同時に公表する資料については以下のとおりである。

1 入札説明書添付資料

- 入札説明書 添付資料-1 事業実施場所
- 入札説明書 添付資料-2 事業実施区域
- 入札説明書 添付資料-3 対価の支払方法について
- 入札説明書 添付資料-4 モニタリング及び対価の減額について
- 入札説明書 添付資料-5 民間事業者が付保する保険について
- 入札説明書 添付資料-6 契約スキーム（例）

2 別添資料

- 別添資料 「要求水準書」
 - 要求水準書 設計・建設業務編
 - 要求水準書 運営維持管理業務編
 - 要求水準書 添付資料
 - 要求水準書 添付参考図面
- 別添資料 「落札者決定基準書」
- 別添資料 「提出書類の作成要領」
- 別添資料 「様式集」
- 別添資料 「基本協定書（案）」
- 別添資料 「基本契約書（案）」
- 別添資料 「建設工事請負契約書（案）」
- 別添資料 「運營業務委託契約書（案）」

3 Summary

(1) Name of Project

Reconstruction and management project of the Chiba City Shimoda landfill leachate treatment facility

(2) Deadline to Submit Forms for Preliminary Screening of Prospective Bidders

Friday, May 30, 2022, 5:00 p.m.

(3) Deadline to Submit Project Proposals

Friday, September 2, 2022, 5:00 p.m.

(4) Contact Information

Second Construction Section, Waste Treatment Facility Construction Division,
Resource Circulation Department, Environmental Bureau, City of Chiba

1-1 Chibaminato, Chuo-ku

Chiba City, Chiba Prefecture, JAPAN 260-8722

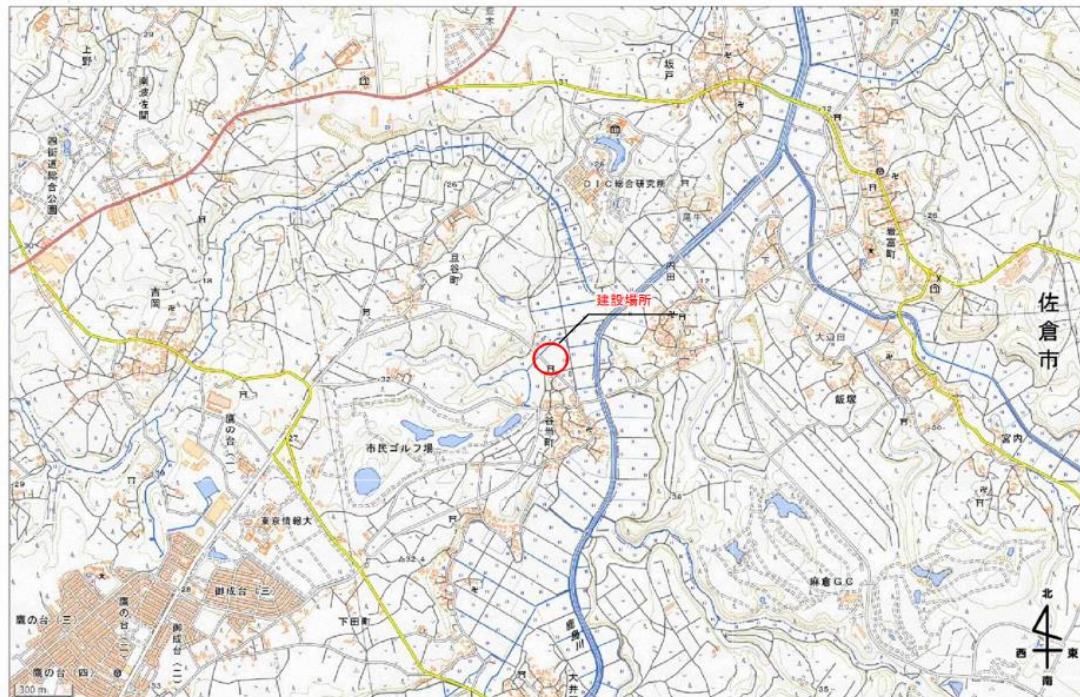
Phone Number: +81-43-245-5423

Email: shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

(5) Note

All procedures will be conducted in Japanese only

入札説明書添付資料-1 事業実施場所



出典：「地理院地図（1:25000 地形図）」（国土地理院HP）に追記

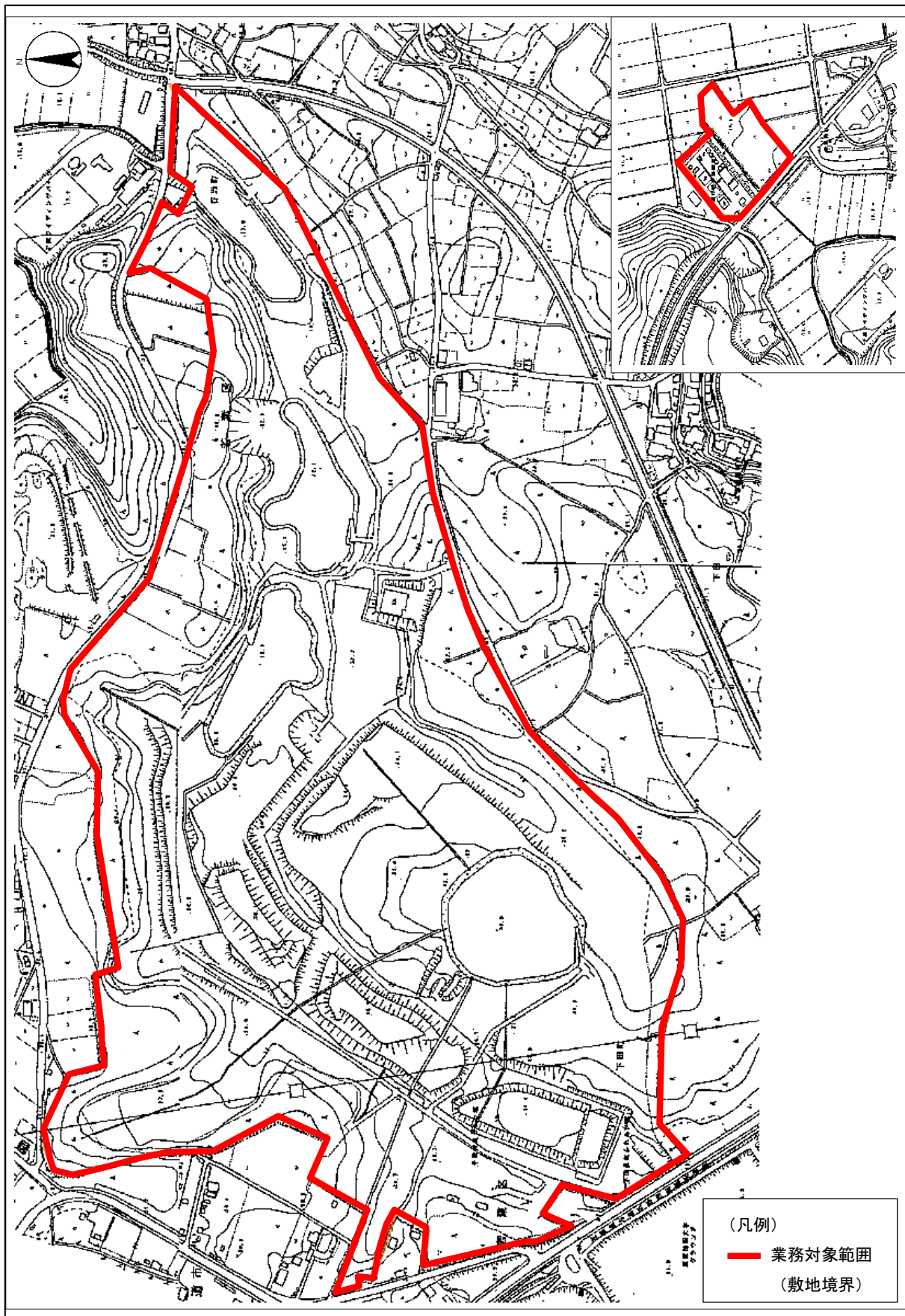
位置図



出典：「地理院地図（1:25000 写真）」（国土地理院HP）に追記

航空写真

入札説明書添付資料-2 事業実施区域



入札説明書添付資料-3 対価の支払い方法について

1 対価の構成

民間事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、本市が民間事業者に支払う対価は次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価 (設計・建設業務費)	①設計・建設業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
運営維持管理業務に係る対価 (運営業務委託費)	①維持管理業務 ②運転業務 ③その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価（設計・建設業務費）

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価（設計・建設業務費）	① 設計・建設段階に掛かる業務費用 ② その他費用（工事中金利、設計・建設業務に係る保険料等）	■設計・建設業務費 = 左欄支払の対象となる費用の合計 ● 左記業務を行う上で必要となるすべての費用とする。

(2) 運営維持管理業務に係る対価（運営業務委託費）

固定費は、運営業務委託費のうち、処理水量にかかわらず、本件施設の運営維持管理業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費をもとに算出するものとする。

変動費は、運営業務委託費のうち、処理水量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費をもとに算出する。

このことにより、運営業務委託費は、次式により変動する。

$$(\text{運営業務委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費})$$

$$(\text{変動費}) = (\text{変動費単価}) \times (\text{処理水量})$$

この場合、各費用の内容は次のとおりとする。

(運営業務委託費) (円)	: 発注者から受注者に支払う業務委託費
(固定費) (円)	: 処理水量に関係なく支払う固定的な経費
(変動費) (円)	: 処理水量に応じて支払う変動的な経費
(変動費単価) (円/m ³)	: 処理水量 1 m ³ あたりの変動的な経費単価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
運営維持管理業務に係る対価（運営業務委託費） 固定費相当分	■固定費 ① 運転経費（用役費） ② 維持管理費 ③ 人件費 ④ その他費用	■固定費 = 運転経費＋維持管理費＋人件費＋その他経費 ● 固定費は運営維持管理業務に係わる対価のうち、処理水量に係わらず、本施設の運営維持管理業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費をもとに算出する。 ● 左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。 ● 運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。 ● 維持管理業務費は、保守点検費（点検補修等）、運転監視費、水質分析、放射性物質測定、消防設備点検、その他業務費とする。 ● 人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。 ● その他経費には、保険料、公租公課及び SPC 運営費用（人件費、監査費用等）を含む。 ● SPC の利益を含む。 運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等 SPC 設立費用等）。
運営維持管理業務に係る対価（運営業務委託費） 変動費相当分	■変動費 ① 運転経費のうち、電気料金等（従量料金）、ユーティリティ費（水道等） ② 燃料費 ③ 薬剤費 ④ 消耗品費 等 ※処理水（放流水）量に応じて支払う対価とする。 ※入札価格の算定にあたっては、計画放流量を用いて算定するものとする。	■変動費 = 処理水量（m³）×提案単価（円／m³） ● 変動費は運営維持管理業務に係わる対価のうち、処理水量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費をもとに算出する。 ● 放流量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。 ● 年間変動費を年間計画放流量（244,900m³/年※）で除すことにより、変動費単価を算定する。 ● SPC の利益は含まない。 ※ 年間計画放流量は、直近 10 年における平均放流量である。

2 対価の支払い方法

(1) 設計・建設業務費

設計・建設業務費の支払条件の詳細は建設工事請負契約書において定める。

(2) 運營業務委託費（固定費及び変動費）

ア 固定費は、毎月均等（内訳毎に毎月均等）とする。

イ 変動費は、月の処理水量に当該年度の変動費単価を乗じて得られた金額（1 円未満切り捨て）とする。

ウ 受注者は、当該月の固定費及び変動費の合計額を翌月の 7 日までに、運転月報と併せて発注者に通知する。

エ ウの通知に対して 10 日以内に、発注者は業務の完了を確認するための検査を完了し、結果を受注者に通知する。受注者は、当該検査に合格したときは、当該金額の請求書を発注者に提出する。

オ 発注者は、受注者からの運營業務委託費に関する請求のあった日から 30 日以内に、運營業務委託費を受注者の指定した銀行口座に入金する。

カ ウの通知に対して 10 日以内に発注者より異議の申出がなされた場合には、運營業務委託費の金額について、発注者と受注者とで協議を行い、精算する。

キ 固定費は、支払対象期間が 1 か月に満たない場合は、日割計算にて支払う。

3 設計・建設業務費の改定

(1) 改定方法

設計・建設業務費の改定についての詳細は建設工事請負契約書において定める。

4 運營業務委託費の改定

運営期間中の物価上昇率、為替変動等の変動可能性のある経済要素については、原則として、次の考え方に従い運營業務委託費へ反映させる。

ただし、下記の考え方による運營業務委託費の見直し以外の見直しが必要と発注者が認めた場合、発注者と受注者は協議できるものとする。

(1) 見直しの時期

毎年 7 月に行う。

(2) 見直しに係る評価指標について

見直しに係る評価指標（以下、「インデックス」という。）は表 1 のとおりとする。

なお、受注者により合理的に説明されるインデックスを提示した場合は、当該インデックスをもとに変動要素の見直しを検討するものとする。

また、運営期間中に固定費及び変動費の構成項目において、個別に大幅な物価変動が生じた場合は、運營業務委託費の見直しについて協議できるものとする。

表 1 物価変動等に基づく改定に用いるインデックス

項 目			番号	評価指標（インデックス）
固定費	運転経費（用役費）	光熱水費の基本料金等	K1	消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道（日本銀行調査統計局）
	維持管理費	定期点検費用、補修費用等	K2	消費税を除く国内企業物価指数/はん用機器（日本銀行調査統計局）
	人件費	運營業務を行う上で必要となる全ての人件費	K3	毎月勤労統計調査／賃金指数（現金給与総額）／調査産業計（厚生労働省）
	その他経費	上記運転経費、維持管理費、人件費に含まれないその他一切の運転固定費（保険料等とし、運営準備業務に係る費用も含む。）	K4	消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均（日本銀行調査統計局）
変動費		処理水量の増減に応じて比例的に増減する費用（燃料費、薬剤費、消耗品費の一部等）	—	消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品（日本銀行調査統計局）

(3) 見直しにおける基準値との比較に用いるインデックスについて

運營業務委託費の見直しにおける基準値との比較に用いるインデックス（以下、「比較用インデックス」という。）は、前年 6 月から当年 5 月までの平均値とする。

(4) 運營業務委託費見直し方法について

ア 算定式

(ア) 第 1 回目の見直し

a 固定費の見直し

以下の（a）及び（b）の計算を行った上、合計改定値が契約時点の各構成項目の費用合計の±1.5%の値を超える場合は、当該年度の見直し前の各構成項目の費用合計に合計改定値を加えた額を、当該年度の見直し後の固定費とすることにより、物価変動をそれ以降の年度の運營業務委託費に反映させるものとする。

（a）表 1 の費目における固定費の各構成項目についてのある年度における比較用インデックスと契約時点のインデックス（令和 3 年 5 月から令和 4 年 4 月の平均値）（以下、「基準インデックス」という。）の差を求め、それを基準インデックスで除した数値（本（ア）a において「改定率」という。）を算出する。

（b）契約時点の固定費の各構成項目の費用に改定率を乗じた数値（本（ア）a において「個別改定値」という。）を算出し、各構成項目における個別改定値を合計した値（本（ア）a において「合計改定値」という。）を算出する。

(c) 具体的な算出方法

M_0 : 契約時点の固定費合計 [円/年]

K_m : 固定費の構成項目（ $m=1 \sim 4$ ）

I_{0K_m} : 各固定費構成項目の基準インデックス

I_{xK_m} : x 年度の各固定費構成項目の比較用インデックス

M_{0Km} : 契約時点の各固定費 [円/年]

S_{xKm} : x 年度の各固定費改定率 ($= (I_{xKm} - I_{0Km}) / I_{0Km}$)

個別改定値 $= M_{0Km} \times S_{xKm}$

x 年度の合計改定値 : $T_x = \sum_{m=1}^4 (M_{0Km} \times S_{xKm})$

$\left| \frac{T_x}{M_0} \right| > 1.5\%$ の場合、見直し後の固定費 : $M_x = M_0 + T_x$ [円/年]

b 変動費の見直し

ある年度における比較用インデックスと基準インデックスとの差が 1.5%を超える場合は、下記の算式により、物価変動をそれ以降の年度の運營業務委託費に反映させるものとする。

M_0 : 契約時点の変動費 [円/t]

I_0 : 変動費の基準インデックス

I_x : x 年度の変動費の比較用インデックス

$\frac{I_x}{I_0}$: 改定率

$\left| \frac{I_x}{I_0} - 1 \right| > 1.5\%$ の場合、見直し後の変動費 : $M_x = M_0 \times \frac{I_x}{I_0}$

(イ) 第2回目以降の見直し

a 固定費の見直し

以下の (a) 及び (b) の計算を行った上、合計改定値が前回の見直しが行われた時点の各構成項目の年度費用合計の $\pm 1.5\%$ の値を超える場合は、当該年度の見直し前の各構成項目の年度費用合計に合計改定値を加えた額を、当該年度の見直し後の固定費とすることにより、物価変動をそれ以降の年度の運營業務委託費に反映させるものとする。

(a) 表 1 の費目における固定費の各構成項目についてのある年度における比較用インデックスと前回の見直しが行われた時点の比較用インデックスの差を求め、それを前回の見直しが行われた時点の比較用インデックスで除した数値 (本 (イ) a において「改定率」という。) を算出する。

(b) 前回の見直しが行われた時点の固定費の各構成項目の費用に改定率を乗じた数値 (本 (イ) a において「個別改定値」という。) を算出し、各構成項目における個別改定値を合計した値 (本 (イ) a において「合計改定値」という。) を算出する。

(c) 具体的な算出方法

M_b : 前回の見直しが行われた時点の固定費合計 [円/年]

K_m : 固定費の構成項目 ($m=1\sim 4$)

I_{bKm} : 前回の見直しが行われた時点の各固定費構成項目の基準インデックス

I_{cKm} : c 年度の各固定費構成項目の比較用インデックス

M_{bKm} : 前回の見直しが行われた時点の各固定費 [円/年]

S_{cKm} : c 年度の各固定費改定率 ($= (I_{cKm} - I_{bKm}) / I_{bKm}$)

個別改定値 $= M_{bKm} \times S_{cKm}$

c 年度の合計改定値: $T_c = \sum_{m=1}^4 (M_{bKm} \times S_{cKm})$

$\left| \frac{T_c}{M_b} \right| > 1.5\%$ の場合、見直し後の固定費: $M_c = M_b + T_c$ [円/年]

b 変動費の見直し

ある年度における比較用インデックスと前回の見直しが行われた時点の比較用インデックスとの差が 1.5% を超える場合は、下記の算式により、物価変動をそれ以降の年度の運営業務委託費に反映させるものとする。

M_b : 前回の見直しが行われた時点の変動費

I_b : 変動費の前回の見直しが行われた時点の比較用インデックス

I_c : c 年度の変動費の比較用インデックス

$\frac{I_c}{I_b}$: 改定率

$\left| \frac{I_c}{I_b} - 1 \right| > 1.5\%$ の場合、見直し後の変動費: $M_c = M_b \times \frac{I_c}{I_b}$ [円/t]

(ウ) 変動費の見直しについて

変動費の見直しに適用する改定率は、原油価格等の著しい経済変動がある場合には、発注者及び受注者で協議するものとする。

イ 改定率の桁数

改定率は、小数点以下第六位までを採用し、小数点以下第六位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

ウ 改定後の運営業務委託費の端数処理

(ア) 固定費

改定後の固定費に 1 円単位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(イ) 変動費

改定後の変動費は、小数点以下第六位までを採用し、小数点以下第六位未満を切り捨てる。

改定後の変動費に基づき算定された変動費に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(5) その他

変動要素の見直し時点から、実際の運營業務委託費が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、発注者と受注者は協議により変動要素の見直しをすることができるものとする。

入札説明書添付資料-4 モニタリング及び対価の減額について

1 モニタリング

発注者は、受注者により実施される本件業務の監視を行い、本件施設の維持管理の方法について協議し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

実施状況の監視は、本件施設に備えられた測定機器により得られる諸データ及び受注者から提出される各種報告書において行う。また、発注者は、本件施設に係る計測又は分析を必要に応じ、実施することがある。

2 対価の減額の考え方

(1) 要求水準未達状態の解消措置

本件業務が要求水準書及び民間事業者が作成した技術提案書に定める要件を充足できない事態（以下「要求水準未達状態」という。）が生じた場合、受注者は直ちに当該要求水準未達状態に至った原因の分析を行い、発注者に報告し、当該要求水準未達状態の解消に向けた必要な措置を講じる。受注者は、上記に基づき講じた措置の実施に要する費用を全て負担するものとする。

ただし、受注者が、当該要求水準未達状態が生じた原因が受注者の責めに帰すべき事由以外の事由によることを合理的な資料により証明した場合には、受注者は、発注者に対し、当該追加費用の支払いを求めることができる。

(2) 対価の減額方法①

発注者の受注者に対する固定費の支払いについては、当該要求水準未達状態から、当該要求水準未達状態が解消されるまで、当該要求水準未達状態の発生により受注者が支払いを免れた費用を控除した金額を支払う。

(3) 対価の減額方法②

(2) の規程にかかわらず、当該要求水準未達状態が 60 日以上継続した場合又は当該要求水準未達状態が 60 日を超えるものと発注者が合理的に判断した場合には、当該要求水準未達状態が生じた日が属する月から、発注者により当該要求水準未達状態が解消されたことが確認された日が属する月までの期間に係る固定費の支払いについては、当該要求水準未達状態が生じた当該月の固定費の 10%を控除した額を支払う。ただし、当該要求水準未達状態が生じている期間が 1 か月に満たない月の控除額については、日割計算で算出する。

(4) その他

ア (2)、(3) の場合において、前項の規定により控除されるべきであった金額が既に発注者から受注者に対して支払われていたときは、発注者は、直近に到来する固定費の支払日において、前項の規定により控除される額に当該金額を加えた額を控除した金額を支払う。

イ 要求水準未達状態の原因が、受注者の責めに帰すべき事由以外の事由に基づくことについて、受注者が合理的な資料により証明した場合、受注者は発注者に対し、(3) 又は (4) に基づき控除された金額の支払いを求めることができる。

入札説明書添付資料-5 民間事業者が付保する保険について

1 設計・建設期間

(1) 本施設建設中の組立保険

保 険 の 対 象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害

補 償 額：請負代金額

保 険 期 間：本施設の着工日から工事目的物の引渡し日まで

被 保 険 者：建設事業者

(2) 本施設建設中の第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補 償 限 度 額：対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり1億円以上

対物：1事故当たり1億円以上

保 険 期 間：本施設の着工日から工事目的物の引渡し日まで

被 保 険 者：建設事業者

※ 上記に示す保険は必要最小限度のものであり、建設事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

2 運営維持管理期間

(1) 本施設の運営維持管理業務にかかる第三者損害賠償保険

保 険 契 約 者：運営事業者

被 保 険 者：運営事業者

保 険 期 間：運営維持管理期間

補 償 限 度 額：対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり1億円以上

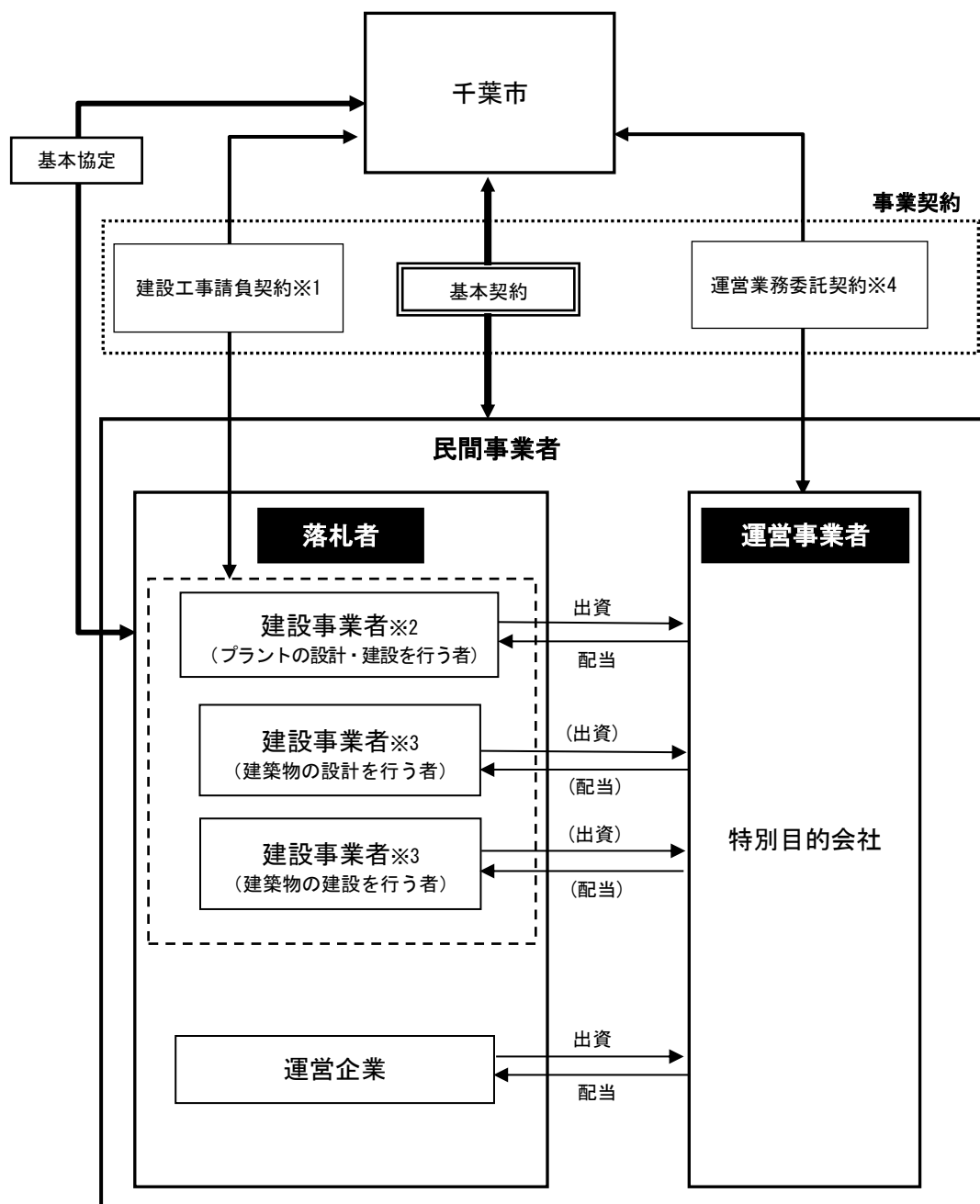
対物：1事故当たり1億円以上

補償する損害：本施設の使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害、賠償責任を負担することによって被る損害

免 責 金 額：なし

※ 上記に示す保険は必要最小限度のものであり、運営事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

入札説明書添付資料-6 契約スキーム（又は事業スキーム図）（例）



※1 建設JVを形成する場合、本市と建設JVが建設工事請負契約を締結する。

※2 落札者のうち、建設事業者（プラントの設計・建設担当）のうち1者及び運営企業について、構成員として特別目的会社に出資すること。

※3 建設事業者（建築物の設計、建設を行う者）は構成員でも協力企業（出資を行わない）でも参加可能とする。

※4 脱水汚泥（一般廃棄物）の運搬にあたっては、運営事業者が自ら運搬を行わない場合は、本市、運営事業者、処理業者（運搬業者）との間で収集、運搬又は処分に係る委託契約を締結する。